

平成 25 年度

省エネ型ロジスティクス等推進事業
費補助金

(省エネ型陸上輸送実証事業(スキ
ヤンツールを活用した整備の高度化
等推進事業))

公募要領

平成 25 年 10 月

パシフィックコンサルタンツ株式会社

補助金の交付申請又は受給される皆様へ

本事業の補助金については、経済産業省が定めた省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネ型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるものであり、当然ながら、当社としましても補助金に係る不正行為に対しては厳正に対処しております。従って、当社の補助金に対し交付の申請をされる方、及び、申請後に採択が決定し補助金を受給される方におかれましては、以下の事項について充分ご認識された上で、補助金の申請又は受給を行っていただきますようお願いします。

1. 補助金の申請者が当社に提出する書類には、如何なる理由があってもその内容に虚偽の記述を行わないで下さい。
2. 当社から補助金の交付決定を通知する前において、発注等を完了させた設備等については、補助金の交付対象とはなりません。
3. 補助金で取得、又は効用の増加した財産(取得財産等)を、当該資産の処分制限期間(法定耐用年数)内に処分(補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう)しようとする時は、事前に処分内容等について当社の承認を受けなければなりません。なお、当社は、必要に応じて取得財産等の管理状況等について調査することがあります。
4. また、偽りその他の不正な手段により、補助金を不正に受給した疑いがある場合には、当社として、補助金の受給者に対し必要に応じて現地調査等を実施します。
5. 上述の調査の結果、不正行為が認められたときは、当該補助金に係る交付決定の取り消しを行うとともに、受領済の補助金のうち取り消し対象となつた額に加算金(年10.95%の利率)をえた額を返還していただくことになります。併せて、当社から新たな補助金等の交付を一定期間行わないこと等の措置を執ると共に、当該事業者の名称及び不正の内容を公表させていただきます。
6. なお、補助金に係る不正行為に対しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)の第29条から第32条において、刑事罰等を科す旨規定されています。

目次

I. 事業の内容	5
1. 事業の概要	6
2. 公募予算額	6
3. 補助対象事業	6
4. 補助対象設備	6
1) 機能要件	6
2) 機器の選定	6
5. 補助対象経費	7
6. 補助対象事業者	7
7. 補助率及び補助金限度額	7
8. 事業期間	7
1) 補助事業者の事業開始日	7
2) 補助事業者の事業完了日	8
II. 事業の実施	9
1. スケジュール	10
2. 公募	11
1) 公募関連情報の提供について	11
2) 公募期間について	11
3) 交付申請について	11
4) その他	12
3. 審査及び交付決定	12
1) 審査について	12
2) 交付決定について	12
4. 補助事業の開始～完了	12
1) 補助事業の開始について	12
2) 補助事業の計画変更等について	13
3) 中間検査等	13
4) 補助事業の完了について	13
5. 実績報告～補助金の支払い	13
1) 実績報告及び補助金額の確定について	13
2) 補助金の支払いについて	14
6. 『補助金の支払い』以降	14
1) 取得財産等の管理について	14
2) 補助金の返還、取消、罰則等について	14
7. 事業実施スキーム	15
III. 申請方法	17
1. 申請方法	18
1) 公募要領の内容確認	18
2) 申請書作成	18
3) 書類の郵送	18
2. 提出書類一覧	19
3. 書類提出と締切	20
IV. 申請書類の様式・入力例	21

1. 補助金交付申請書等様式・記載例.....	22
1) 申請書等様式例について	22
2) 申請書等に記載例として記載されている記述について	22
3) 申請書等への記載について	22
2. 交付申請書(様式第1)	23
3. 交付申請書(様式第1)一別紙.....	24
4. 補助事業実績報告書(様式第9)	25
5. 実施状況報告(スキャンツールの使用実施状況)(総括表)	26
6. 補助事業実施状況報告書(様式第7)	27
7. 補助金精算払請求書(様式第13)	28

I. 事業の内容

1. 事業の概要

本事業は電子制御による新技術が活用されている、自動車の省エネ性能の維持に必要なスキャンツールの導入に際し、その設備導入費用を補助しスキャンツールの自立的な普及を図り、省エネルギーの推進に資することを目的とする。

なお、提出されたデータについてはパシフィックコンサルタンツ株式会社(以下、「PCKK」という。)により国へ報告し、今後の省エネルギー政策等に利用される。

2. 公募予算額

約1.8億円

3. 補助対象事業

本事業の補助対象事業は、整備事業者がスキャンツールを導入する事業とする。

(具体的な要件については、「4. 補助対象設備」以降を確認すること。)

4. 補助対象設備

交付規程別表に規定する当補助事業の実施に必要なスキャンツールとは以下の機能要件を満たすものをいう。

1) 機能要件

国土交通省主催「自動車整備技術の高度化検討会」標準仕様を基に選定した以下の機能要件を全て満たすスキャンツールであり、自動車メーカー2社以上に対応するものとする。

- ① ダイアグコードを読み取り、消去する機能
- ② 作業サポート機能(アクティブテスト機能を含む)
- ③ J—OBDⅡの情報を読み取る機能※1
- ④ データモニタ機能※1
- ⑤ フリーズフレームデータを読み取る機能※1

※1 J—OBDⅡの情報を読み取る機能を有する場合は、データモニタ機能、フリーズフレームデータを読み取る機能を有するものとして判断する。

なお、対象となる機器は、PCKKのホームページ(<http://www.pacific.co.jp/>)にて公表する。

2) 機器の選及

交付決定日以前に購入したスキャンツールの申請は認めない。

5. 補助対象経費

交付規程第3条第2項に規定する補助対象経費は次のものをいう。

- 省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネ型陸上輸送実証事業(スキヤンツールを活用した整備の高度化等推進事業))の実施に必要なスキヤンツール本体の購入に要する経費(ただし、消費税及び地方消費税相当額並びにパソコン本体等の周辺機器の取得費を除く。)
- 補助対象事業者がスキヤンツールを購入する際に、メーカー等に購入代金を振り込みする際に発生する銀行等への振込手数料は、補助対象事業者負担とする。
- 1補助対象事業者につき補助は1台限りとする。

6. 補助対象事業者

交付規程第3条第1項に規定する補助対象事業者は次のア又はイのいずれかの者をいい、かつ、機器導入を予定する補助対象事業者の事業場に、PCKKが公表する「補助対象設備一覧」に掲載された補助対象設備を保有していない者に限る。

ア 道路運送車両法第78条に定める認証を受けた自動車分解整備事業者

イ 道路運送車両法第94条に定める認定を受けた優良自動車整備事業者

※補助対象事業者は、経済産業省からの補助金等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

7. 補助率及び補助金限度額

- 補助対象経費の1／3以内(1,000円単位未満切り捨て)

- 補助金限度額は10万円とする。

▶ ただし、応募状況により、公募予算額を超える場合等には、採択された場合でも申請された補助金額が減額される場合があることをあらかじめ了承のこと。

【例】補助対象事業者の応募申請額が公募予算額を超える状況となった場合、募集期間途中でも公募を締め切った上で、
補助率を1／3以内 ⇒ 1／4以内に変更する
補助限度額を10万円 ⇒ 8万円に変更する
など、補助率及び補助金限度額を変更することもある。

8. 事業期間

1) 補助事業者の事業開始日

PCKKの交付決定日を事業開始日とする。

※スキヤンツールの購入は交付決定日以降に実施する必要がある。

2) 補助事業者の事業完了日

スキヤンツール納入後30日間以上使用し実績データを取得した日又は平成26年2月20日のいずれか早い日を事業完了日とする。

完了した日から起算して30日以内又は平成26年3月10日のいずれか早い日までに様式第9による補助事業実績報告書をPCKKに提出すること。

※PCKKは、補助事業実績報告書を受理した補助対象事業者から順に補助金額の確定を行うため、事業完了後に速やかに補助事業実績報告書を提出すること。

※申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合がある。なお、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにPCKKに連絡すること。

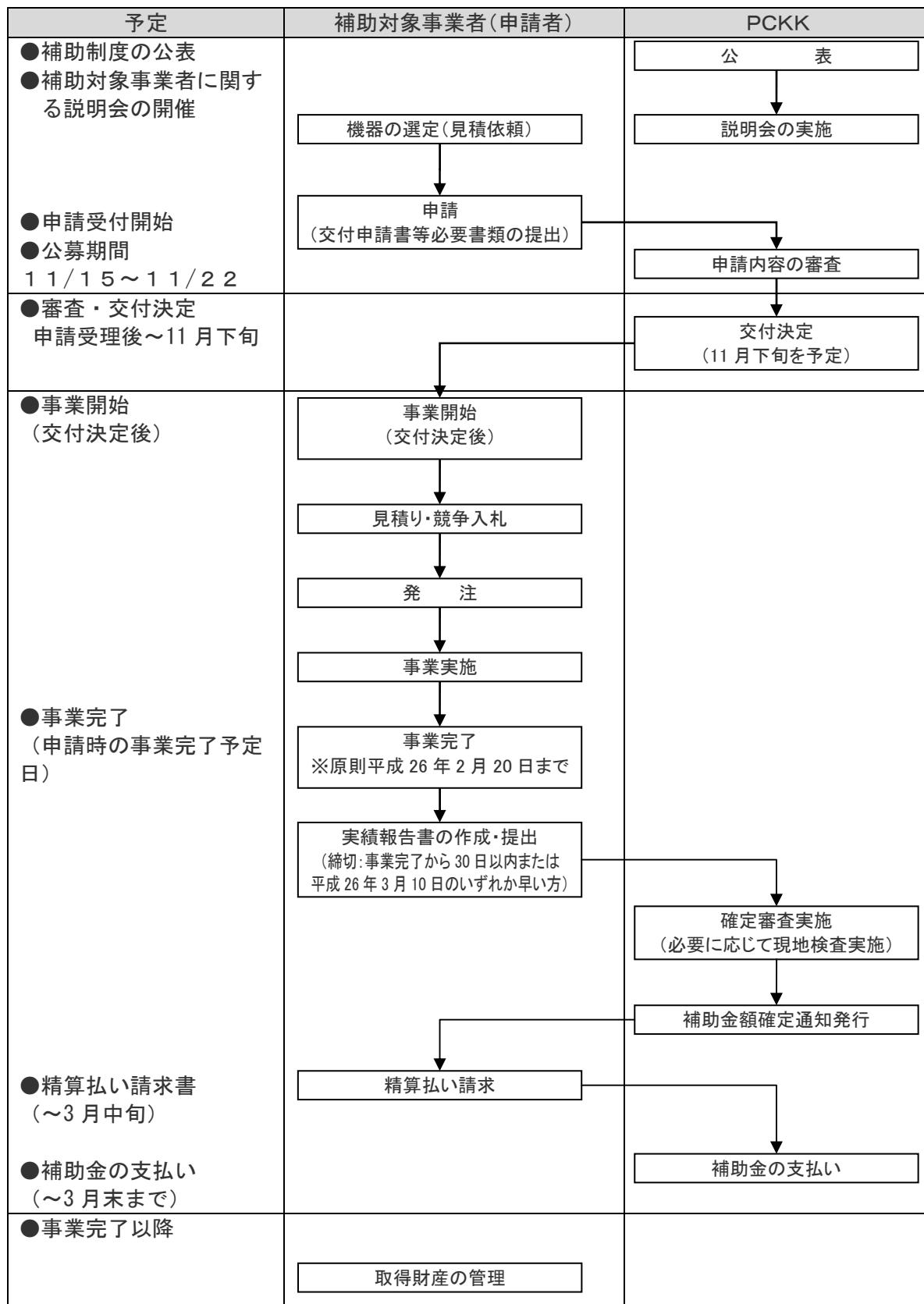
※30日間以上使用した場合であっても、故障コードが発見されない場合は、最長で平成26年2月20日まで実績データを取得すること。

※平成26年2月20日まで使用したにも関わらず、故障コードが発見されない場合は、その旨を平成26年3月10日までに様式第9による補助事業実績報告書をPCKKに提出するとともに、故障コードが発見されるまで実績データの取得を続けること。

※平成26年2月21日以降に初めて故障コードが発見された場合には、速やかに様式第7による補助事業実施状況報告書をPCKKに提出すること。

II. 事業の実施

1. スケジュール



2. 公募

1) 公募関連情報の提供について

- 最新の公募関連情報は、PCKKホームページ(<http://www.pacific.co.jp/>)に逐次掲載するため、あわせて確認すること。

2) 公募期間について

交付規程第4条に規定するPCKKが別に定める時期は、次によるものとする。

- 平成25年11月15日(金)～平成25年11月22日(金)(消印有効)
※応募資料は、郵送によること。(直接、持参は不可。)
※平成25年11月14日(木)以前の消印日の書類は無効とする。
- 申請は申し込み順(消印日)とし、補助事業申請の合計額が予算額に達した場合、補助事業申請期間内であっても公募は終了する。郵便物の配送状況等によっては、ホームページでの公募終了の旨の発表が遅れることもあるので、あらかじめ了承のこと。
- 公募終了後、申請の状況に応じて、補助率及び補助金限度額を引き下げる可能性がある(6.補助率及び補助金限度額を参照)。
- 本事業に関する説明会を全国10箇所(北海道札幌市(定員70名)、宮城県仙台市(定員70名)、新潟県新潟市(定員70名)、東京都内(定員150名)、愛知県名古屋市(定員150名)、大阪府内(定員150名)、広島県広島市(定員70名)、香川県高松市(定員70名)、福岡県博多市(定員70名)、沖縄県那覇市(定員70名))で実施する。なお、説明会への参加は事前申込制とし、定員に達し次第申し込みを終了する。
- 説明会の予定についてはPCKKのホームページに近日公開とるので、ホームページを確認すること。
※説明会参加の申し込みはFAXによる受付とし、申込様式・FAX番号等はPCKKのホームページ(<http://www.pacific.co.jp/>)を確認すること。

3) 交付申請について

- 補助対象事業者はPCKKホームページより様式をダウンロードし、後掲の様式に従って作成した申請書類をPCKKに郵送する。
- 補助対象事業者は、「11.補助事業の開始～完了」以降記載の交付決定後の取り扱いを考慮し、事業実施の確実性、予算の有効利用の観点から、全体計画をよく吟味し申請すること。

4) その他

- 補助対象事業者は申請書提出後に代表者の変更、住所の変更、補助対象事業者の承継等があった場合、PCKKに届出を行う必要がある。まずは変更内容についてPCKKに相談し、指定の様式を使用し速やかに提出のこと。

3. 審査及び交付決定

1) 審査について

PCKKは、申請事業内容等について、以下の項目にしたがって審査し、採択者を決定する。

- 補助事業の内容が、交付規程及び公募要領の要件を満たしていること。
- 補助事業に要する経費は、公正妥当な見積額として算定されているものであり、市場価格と乖離が見られると判断した場合には審査の対象外とする。
- 補助対象経費を外貨で支払う場合は、見積書取得日の為替レートに基づき、日本円に換算し、補助事業に要する経費を算出する。また、交付申請日には参考にしたレート表のコピーを添付すること。

2) 交付決定について

- 交付決定の結果については、交付規程に従って補助対象事業者に通知する。

4. 補助事業の開始～完了

1) 補助事業の開始について

- ①補助対象事業者は、事業の実施にあたって、交付決定通知書交付後速やかに当該スキヤンツールを購入すること。基本的に、スキヤンツールの購入にあたっては、複数業者から同一機種の見積もりを取得し、最低価格を提示した者から購入すること。なお、競争入札を行い複数業者から同一機種の見積もりを取得することも可能である。

注1)スキヤンツールを購入するための見積もり・競争入札は交付決定日以降に実施すること。

注2)支払い条件は、平成26年2月20日までに現金支払い又は金融機関による振込とすること(割賦・手形などは不可)。

- ②複数の見積りを取っていない場合又は最低価格を提示した者を選定していない場合には、その理由を明らかにした理由書を作成すること(様式自由)。

③購入したスキャンツールを使用した車両数、故障コードが発見された車両の型式及びその故障コードの使用実績を収集する。

④仕様→見積もり又は競争入札→発注→納品→検収→支払の手順に従ってそれぞれの書類を整理してください。

2)補助事業の計画変更等について

補助対象事業者は、事業の実施中に事業内容の変更の可能性が生じた場合は、予めPCKKに報告し、その指示に従うものとする。また、事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにPCKKに連絡すること。

3)中間検査等

PCKKは、事業期間中に中間検査(現地検査を含む)を行うことがある。

4)補助事業の完了について

①スキャンツール納入後30日間以上使用し実績データを取得した日又は平成26年2月20日のいずれか早い日を事業完了日とする。

②スキャンツールの購入は、原則として平成26年1月20日迄とする。

5. 実績報告～補助金の支払い

1)実績報告及び補助金額の確定について

①補助対象事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は平成26年3月10日のいずれか早い日までに、補助事業実績報告書をPCKKに提出すること。

②補助事業実績報告書には入庫しスキャンツールを活用した車両数及び、スキャンツールにより故障コードを発見した車両数等を記載したスキャンツールの使用実施状況(総括表)を添付する。なお、取得するデータはスキャンツールの納入日以降で30日間以上の期間とする。

※スキャンツールにより発見した故障コードの報告について

➤スキャンツールを使用した台数のうち故障コードが発見された車両の型式及び故障コードを記載。

◆1台で複数のコードが発見されたらすべて記載すること。

➤なお、提出されたデータはPCKKにより国へ報告し、今後の省エネルギー政策等に利用される。

車両の型式		発見された故障コード
1	DBA - NZE151N	P0118 P0037
2	DBA - A05A	P0127
3	CBA-GD3	P0118
10	DBA – PV36	C1101
11		

※スキヤンツール納入日以降で30日間以上実績データを取得したにもかかわらず故障コード発見が0台であり、かつ平成26年3月10日までに補助事業実績報告書の提出ができない場合は、交付規程第12条第2項に基づき、発見され次第速やかに様式第7による、補助事業実施状況報告書を提出すること。

- ③PCKKは、補助事業実績報告書を受理した後、書類の審査及び必要に応じて現地調査を行い、補助事業の成果が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に速やかに通知する。
- ④申請通りのスキヤンツールが導入されていない場合、あるいは適正な補助事業実績報告書の提出が見込まれない場合、補助金の支払いが行われない。

2) 補助金の支払いについて

- ①補助対象事業者は、「補助金の額の確定通知書」受領後、速やかに精算払請求書をPCKKに提出する。
- ②PCKKは、精算払請求書の受領後、補助事業者に速やかに補助金を交付する。

6. 『補助金の支払い』以降

1) 取得財産等の管理について

- ①補助事業の完了後においても補助対象事業者は、補助事業により取得し、又は効用が増加した財産(以下、「取得財産等」という)について、省エネルギー事業を継続することを前提に、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意を持って管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

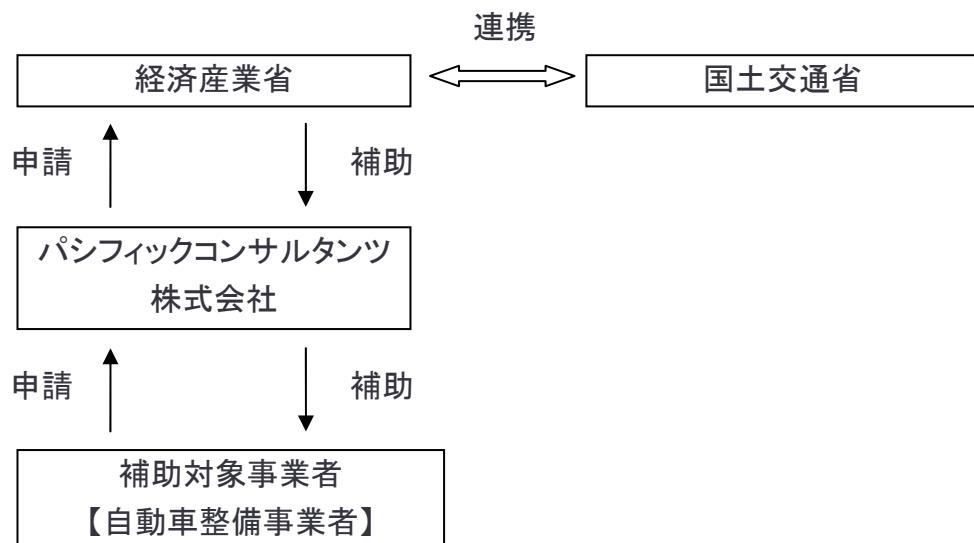
- ②交付規程第21条第2項に規定する、取得財産等の処分を制限する期間は、5年間とする。

2) 補助金の返還、取消、罰則等について

補助対象事業者による事業内容の虚偽申請、補助金等の重複受給、その他補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(以下、「適正化法」という。)、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令、交付規程及び交付決定の際に付した条件に関する違反が判明した場合、次の措置が講じられることになる。

- 交付決定の取消、補助金等の返還及び加算金の納付。
- 適正化法第29条から第32条までの規定による罰則。
- 相当の期間補助金等の全部または一部の交付決定を行わない。
- 補助対象事業者等の名称及び不正の内容の公表。

7. 事業実施スキーム



III. 申請方法

1. 申請方法

1) 公募要領の内容確認

- 各種補足資料(PCKKホームページに掲載)も合わせて確認すること。
- 書類不備は、不採択となるので留意すること。
- 補助の対象となるスキャンツールの型式等はPCKKのホームページ(<http://www.pacific.co.jp/>)に掲載されているので確認すること。

2) 申請書作成

- PCKKのホームページ(<http://www.pacific.co.jp/>)より様式(ワード)をダウンロードし、実施事業の申請書を作成すること。
- 全く同じ記載内容であれば、自作のものでも構わない。ただし、申請の際に記載内容等に不備があった場合には、交付決定が行われないので、十分注意すること。
- 提出する申請書等は全て片面印刷とすること。

3) 書類の郵送

- 「2. 提出書類一覧」に則り、必要書類をPCKKに郵送すること。
- 必要書類をPCKKに郵送する際には、交付決定通知書送付用返信封筒(定型封筒(長形3号))には返信先を記入するとともに、80円切手を必ず貼付すること。
- 書類の左に十分な余白をとるようにすること。
- 補助対象事業者は、PCKKに提出した書類を、全てコピーして保管しておくこと。

2. 提出書類一覧

No.	提出書類名称	部数	書類様式	備考
1	交付申請書(様式第1)	1	有	
2	交付申請書(別紙)	1	有	

※書類様式ありの種類については、PCKKのホームページより出力

■添付資料

No.	提出書類名称	部数	書類様式	備考
添付1	補助対象事業者であることを証する地方運輸局長等が発行した認証書(写) 又は、認証・指定書(写)、認定書(写) であり、補助対象設備を設置する事業場のもの	1	無	
添付2	補助事業に要する経費の見積書(公募要領公表日(10月29日)以降のものを有効とする) ※対象機器のメーカー名、名称、型式、品番、ソフトのバージョンが明記されているもので、補助対象経費、対象外経費が明確に区分されているもの。 ※消費税別表示であること。	1	無	写しを必ず控えておくこと。
添付3	交付決定通知書送付用返信封筒	1	無	定型封筒(長形3号)に返信先を記入、80円切手を貼付したもの。
添付4	製造・販売事業者の会社概要及び当該スキャンツールの型式等が補助対象機器等であることが確認できるカタログ等	1	無	補助対象設備一覧に記載のない機器に限る

3. 書類提出と締切

申請書類を印刷した後、申請書類一式を以下の締切までに郵送すること。持ち込みは受け付けない。

※ 提出締切 平成25年11月22日(金)(提出締切日の消印有効)

※応募資料は、郵送で送付すること。(持参は不可。)

※平成25年11月14日(木)以前の消印日で提出された書類は無効とする。

※郵送宛先には略称「PCKK」は使用しないこと。

※申請書類は採択結果に関らず返却しないので、必ず写しを控えておくこと。

※提出先

〒163-6018

東京都新宿区西新宿6丁目8番地1号

パシフィックコンサルタンツ株式会社 省エネ型陸上輸送実証事業係

TEL:03-5339-7411

※郵送時は、必ず以下を明記すること。

「**スキヤンツールを活用した整備の高度化等推進事業交付申請書在中**」

IV. 申請書類の様式・入力例

1. 補助金交付申請書等様式・記載例

- 補助金交付申請書等(以下「申請書等」という。)への記載等にあたっては、次の事項に注意して記載すること。

1) 申請書等様式例について

- 様式は補助金ホームページ(<http://www.pacific.co.jp/>)からダウンロード(ワード)ファイルを基に作成すること。
- 全く同じ記載内容であれば、自作のものでも構わない。ただし、申請の際に記載内容等に不備があった場合には、交付決定が行われないので、十分注意すること。
- 提出する申請書等は全て片面印刷とすること。

2) 申請書等に記載例として記載されている記述について

- 補助金交付申請等に当たって、申請書等の記載例に記載された赤字と枠を記載しないこと。

3) 申請書等への記載について

- 全て、黒色インクで記載すること。
- 申請書等の右上端に記載されている番号・年月日について
 - 番号には社内決済番号を記入し、年月日には送付する日を必ず記入すること。なお、申請書等発送に当たり、社内決裁番号を付さない補助対象事業者については、番号の記載は不要です。
- 補助対象事業者(申請者)の住所、補助対象事業者名、代表者等について
 - 住所:補助対象事業者としての本社住所を記載すること。
 - 補助対象事業者名:略称ではなく、正式名称を記載すること。
 - 代表者等:役職名称及び氏名を含めて正確に記載すること。
 - 申請書等に押印する印は、登録されている印であること(代表者・実印)。
 - 申請書等への記載に当たっては、楷書を用い分かりやすい字で記載すること。

2. 交付申請書（様式第1）

(様式第1)

番号	社内決済番号を記載すること。 無い場合は省略	
元号記載で送付する年 月日を記載すること		
平成25年11月●日		
本社住所を正確に記載 すること		
申請者 住所 東京都港区○○1-1-1 氏名 株式会社○○整備工場		
補助事業者の正式名称、代表 者の正式役職名及び氏名を 記載すること		
代表取締役社長 山田 太郎 印		
平成25年度省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事 業（スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業））補助金交付申請書		
省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業（スキャンツールを活 用した整備の高度化等推進事業））交付規程第4条の規定に基づき、下記のとおり経済産業省から の省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業）交付要綱第3条に基 づく国庫補助金の交付を申請します。		
補助事業の名称を正確に記 載すること 記		
1. 補助事業の名称 ○○整備工場スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業		
2. 補助金交付申請額 (1) 補助事業に要する経費 400,000円 (2) 補助対象経費 250,000円		
3. 補助事業に要する経費、補助対象経費、受けようとする補助金の額及び補助対象スキャンツー ルの型式等 (別紙による)		
4. 補助事業の開始及び完了予定日 (1) 開始年月日（スキャンツールの購入予定年月日） 平成25年12月25日 (2) 完了予定年月日（検証結果取得終了予定日） 平成26年2月20日		
(注) 申請書には、次の事項を記載した書面を添付すること。 1) 補助対象事業者であることを証する地方運輸局長が発行した認証書（写）又は認証・指定書 (写) 若しくは認定書（写）であって、補助対象設備を設置する事業場のもの 補助事業に要する経費の見積書（対象機器のメーカー名、名称・型式・品番・ソフトのバ ージョンが明記されているもので、補助対象経費・対象外経費が明確に区分されているもの。 消費税別表示であること。) (3) 交付決定通知書送付用返信封筒（定型封筒（長形3号）に返信先を記入、80円切手を貼付 したもの）		
(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。		
※PCKKの省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業（スキャンツールを活用した整備の高度化 等推進事業））は、経済産業省が定めた省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業）交付要綱 第3条に基づく国庫補助金のスキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業をしようとする方に交付するものです。		

3. 交付申請書（様式第1）一別紙

(別紙) 見積書に補助対象経費以外の経費（PC本体等）が含まれている場合にはその額を記載すること（消費税を含まず）		見積書の補助対象経費のみを記載すること（消費税を含まず）	補助対象経費×1／3（消費税を含まず） 上限100,000円
補助事業に要する経費 (円)	補助対象経費 (円)	補助率	受けようとする 補助金の額 (参考値) (円)
400,000	250,000	1／3	83,000

(注1) 補助事業に要する経費、補助対象経費、受けようとする補助金の額には消費税相当分の金額は含まないこと。

(注2) 補助対象経費を補助率で乗じた額が10万円を下回る場合の受けようとする補助金の額（参考値）欄に記載する金額は、1,000円単位未満を切り捨てた額とする。

(注3) 補助対象経費を補助率で乗じた額が10万円を超える場合の受けようとする補助金の額（参考値）欄に記載する金額は、100,000円とする。

【補助対象スキャンツールの型式等】

メーカー名	名称・型式	品番	ソフトのバージョン
○○電子機器（株）	スキャンツール・ABC01	ABC01S	S
(Z)	(001)	(001)	(01)

(注4) () 内には、PCKKが公表した【補助対象設備一覧】に記載されたコード番号を記入すること。

メーカー名、名称・形式、品番、ソフトのバージョンを記載すること。
PCKK公表【補助対象設備一覧】を参照のこと
また、() 内には一覧に記載されたコード番号を記載すること。

【補助対象スキャンツールを設置する事業場】 添付書面の認定書等に記載されている事業場

設備を設置する事業場名	所在地

【補助対象スキャンツールを保有していない宣言】

本補助事業交付申請にあたり、上記当社事業場にPCKKがホームページに掲載している補助対象スキャンツールを保有していないことを確認致しました。

平成 年 月 日

申請者 住所 _____

氏名 _____

- 補助対象設備一覧にある機器を設置予定の事業場で保有している場合は、申請が出来ません。
- 申請者である代表者の宣言が必要です。

印

【本交付申請書に係る質問等連絡先及び担当者名】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-MAIL
<ul style="list-style-type: none"> ● 申請内容等に関する問合せをする場合がありますので、必ず記入してください。 ● 申請内容を把握している方であれば、代表者でなくともかまいません 		(電話) (FAX) (@)

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

4. 補助事業実績報告書(様式第9)

(様式第9)

社内決済番号を記載すること。
無い場合は省略

元号記載で送付する年
月日を記載すること

番号
平成26年2月20日

パシフィックコンサルタンツ株式会社

常務取締役首都圏本社長 伊藤 重文 殿

本社住所を正確に記載
すること

補助事業者

住所 東京都港区○○1-1-1

補助事業者の正式名称、代表
者の正式役職名及び氏名を
記載すること

氏名 株式会社○○整備工場

代表者登
録印の事

印

代表取締役社長 山田 太郎

平成25年度省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事
業（スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業））補助事業実績報告書

平成25年11月30日付け第12345号をもって交付決定のあった経済産業省からの省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業が完了しましたので、省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業（スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業））交付規程第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 実施した補助事業

(1) 補助事業の名称

○○整備工場スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業

(2) 補助事業の報告 実施状況報告による

2. 補助金の交付決定番号、交付決定年月日及び交付決定額

(1) 交付決定番号 第12345号

(2) 交付決定年月日 平成25年11月30日

(3) 補助金の交付決定額 金83,000円

申請時の額を記入してください（最終確定額は審査後
に確定します）。

3. 補助対象事業実施金額及び事業完了年月日

(1) 補助対象事業実施金額 金250,000円

(2) 事業完了年月日 平成26年2月15日

(注) 報告書には、次の書面等を添付すること。

(1) 支払領収証書（写し）

(2) 額の確定通知書送付用返信封筒（定型封筒（長形3号）に返信先を記入、80円切手を貼付したもの）

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

【本報告書に係る質問等連絡先及び担当者名】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-MAIL
● 報告内容等に関する問合せをする場合がありますので、必ず記入してください。 ● 報告内容を把握している方であれば、代表者でなくてもかまいません	(電話) (FAX) (@)	

※PCKKの省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業（スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業））は、経済産業省が定めた省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金のスキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業をしようとする方に交付するものです。

5. 実施状況報告（スキヤンツールの使用実施状況）（総括表）

(別紙) スキヤンツールの使用実施状況（総括表）

補助事業者 補助事業者の正式名称、代表者 の正式役職名及び氏名を記載すること	住所 氏名 東京都港区○○1-1-1 株式会社○○整備工場 代表取締役社長 山田 太郎 印	本社住所を正確に記載すること 代表者登録印の事
1. 交付決定番号及び交付決定年月日 (1) 交付決定番号 (2) 交付決定年月日	第12345号 平成25年11月30日	交付決定通知書を確認し正確に記載すること
2. 検証期間	平成25年12月25日～平成26年2月15日	
3. スキヤンツールを使用した車両台数	50台	導入したスキヤンツールの型式等を記載すること ※：交付決定時と異なる機器では報告できません
4. 使用したスキヤンツールの型式等		
メーカー名 名称・型式 品番 ソフトのバージョン	(z) ○○電子機器（株） (001) スキヤンツール・ABC01 (001) ABC001S (01) S	
() 内には対象型式一覧表に示された記号を記載すること。		
5. スキヤンツールを使用した台数のうち故障コードが発見された車両の型式及び故障コードを記載。 ※1台で複数のコードが発見されたらすべて記載すること。		
車両の型式	発見された故障コード	
1 DBA-NZE151N	P0018, P0037	
2 DBA-A05A	P0127	
3 CBA-GD8	P0118	
4 DBA-PV36	C1101	
5		
6		
7		
8	車検証を確認し、間違いがないよう記載する。	
9		
10		
11		
12		

(必要に応じて台数を増減させた様式とする。故障コード発見0台報告は不可。)

6. 補助事業実施状況報告書（様式第7）

(様式第7)

			社内決済番号を記載すること。 無い場合は省略		
			番号 平成26年●月●日		
パシフィックコンサルタンツ株式会社 常務取締役首都圏本社長 伊藤 重文 殿					
補助事業者		住所 東京都港区○○1-1-1		代表者登録印の事	
補助事業者の正式名称、代表者の正式役職名及び氏名を記載すること		氏名 株式会社○○整備工場		印	
代表取締役社長 山田 太郎					

平成 年度省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業（スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業））補助事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る上記補助事業の実施状況について、省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業（スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業））交付規程第12条第2項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称 補助事業の正式名称を正確に記載すること
○○整備工場スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業
2. 補助事業の実施状況の概要
例：平成25年12月25日にスキャンツールを導入したが、データを収集の対象となる整備依頼者がいなかったために、事業完了日以降において○台の車両に対して使用し、故障コードが発見されたことから、その車両の形式及び故障コードのデータを取得した。
3. 検証結果
 - (1) 検証方法
例：コードが発見された車両の形式及び故障コードのデータを一覧表に整理。
 - (2) 検証期間 最低30日間
平成25年12月25日～平成26年3月20日
 - (3) 検証内容、データ
別紙実施状況報告（総括表）による。

- (備考) 1. 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。
 2. 表等を横位置に記入するときは、表等の右側を上にすること。
 3. 説明上必要な資料を適宜添付すること。
 4. 検証内容、データについてはPCKKが別に定める実施状況報告（総括表）に記載して添付すること。

*PCKKの省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業（スキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業））は、経済産業省が定めた省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金（省エネ型陸上輸送実証事業）交付要綱第3条に基づく国庫補助金のスキャンツールを活用した整備の高度化等推進事業をしようとする方に交付するものです。

7. 補助金精算払請求書（様式第13）

(様式第13)

番号	社内決済番号を記載すること。 無い場合は省略
平成26年3月15日	元号記載で送付する年 月日を記載すること
本社住所を正確に記載すること	辅助事業者
東京都港区○○1-1-1	住所
株式会社○○整備工場	氏名
代表取締役社長 山田 太郎	補助事業者の正式名称、代表者 の正式役職名及び氏名を記載すること
印	本社住所を正確に記載すること
印	代表者登録印の事

平成25年度省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネ型陸上輸送実証事業(スキヤンツールを活用した整備の高度化等推進事業)) 補助金精算払請求書

平成26年3月15日付け第12345号をもって補助金の額の確定通知のあった経済産業省からの省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネ型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金の精算払を受けたいので、省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネ型陸上輸送実証事業(スキヤンツールを活用した整備の高度化等推進事業))交付規程第16条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 辅助事業の名称

○○整備工場スキヤンツールを活用した整備の高度化等推進事業

2. 辅助金の額の確定番号及び確定年月日

額の確定番号 第12345号

確定年月日 平成26年3月15日

補助金の額の確定通知書を確認し、正確に記入すること

3. 精算払請求金額(算用数字を使用すること。)

金83,000円

通帳を確認し、正確に記入すること。

フリガナを間違えると振込出来ません。

4. 振込先

金融機関名	○○銀行	支店名	△△支店
預金の種別	普通 通 当 座	(フリガナ)	カ'シカイヤ ○○セカイコウジ' キ
口座番号	0123456	預金の名義	株式会社○○整備工場

(注) 金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義(フリガナ)は間違いのないよう記入すること

【本請求書に係る質問等連絡先及び担当者名】

担当部署及び役職	担当者名	電話、FAX及びE-MAIL
●請求内容等に関する問合せをする場合がありますので、必ず記入してください。	(電話)	
●請求内容を把握している方であれば、代表者でなくともかまいません	(FAX)	
	(@)	

(備考) 用紙は、日本工業規格A4とし、縦位置とする。

※PCKKの省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネ型陸上輸送実証事業(スキヤンツールを活用した整備の高度化等推進事業))は、経済産業省が定めた省エネ型ロジスティクス等推進事業費補助金(省エネ型陸上輸送実証事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金のスキヤンツールを活用した整備の高度化等推進事業をしようとする方に交付するものです。